

様式第2号（第6条関係）

## 観光貸自転車利用案内

観光貸自転車利用承認申請に当たり、次の事項を承諾いただいた上で、貸自転車の利用を承認します。

### 第1 利用時間

4月から10月まで 午前9時から午後5時まで

11月から3月まで 午前9時から午後4時まで

### 第2 利用方法

#### 1 貸出

受付で身分を証明できるものを提示し、「利用承認申請書」に必要事項を記入し、係員に渡してください。

#### 2 返却

(1) 白岡市観光協会に、貸自転車を返却してください。

(2) 貸自転車の鍵を係員に渡してください。

(3) 必ず利用時間内に返却してください。

#### 3 使用料

使用料は無料ですが、貸出時に1台あたり1,000円を預かり、返却時にお返しいたします。

### 第3 利用上の注意

1 利用する前には、貸自転車に異常がないことを必ず確認した上でご利用ください。

2 貸自転車を損傷させたり、盗難に遭わないよう十分注意し、適正な管理に努めてください。万一、貸自転車に損傷又は盗難が生じた場合には、賠償していただきます。

3 危険箇所又は不適當な場所では使用しないでください。

4 歩行者の通行障害となるような行為をしないでください。

### 第4 事故発生時の対応等

1 利用者は、貸自転車の利用中に故障やパンク等があった場合又は借り受けたその日の利用時間内に自転車を返却できなくなった場合は、速やかに白岡市観光協会へ連絡してください。

2 道路交通法を守り安全運転を心がけてご利用ください。万一事故が発生した場合は、自らの責任において事故の解決に努めてください。なお、ご利用中の事故については、観光協会は一切責任を負いませんのでご注意ください。

貸出・返却施設 白岡市観光協会

住所：白岡市白岡1172 電話：0480-92-8151